

## 省エネルギー対策への市会の対応

### 1 市会における対応（平成28年5月16日 市会運営委員会決定）

項目	内容	
1 対象	本会議場・委員会室	市内視察
2 室温	基準を28℃とする	
3 期間	5月1日から10月31日まで	
4 服装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。 職員については、執行機関の取扱いと同様。	
5 き章	はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。	

※項目1、2、4及び5：運営委員会決定事項（平成21年5月15日）

※項目3：平成23年度以降は5月から10月の期間で実施

※平成29年度以降も、状況に変化がなければ、平成28年度と同様の期間で実施

### 2 初市会（第2回市会定例会）の本会議における対応（先例）

初市会となる第2回市会定例会の本会議においては、議員改選後、初めての定例会であることを踏まえ、上記の運営委員会決定の「4 服装」の規定は適用しない。

（上着・ネクタイを着用する等、通常期どおりの対応とする。）